

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

2.その他法令

本科目では、親権及び児童相談所長の権限について確認し、児童相談所（一時保護所）、子ども、及びその保護者の関係性についてイメージを養います。

目次

1. 親権の基本的な内容と性質	2
2. 親権者の分類	3
3. 親権の具体的内容	4
4. 親権行使への介入に係る要件・効果	5
5. 一時保護措置と親権との関係	7
6. 一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限	13
7. 一時保護中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応に係る児童相談所長の権限	14
8. 保護者による一時保護中の子どもへの接近禁止命令	16
9. 親権者/監護権者/保護者の違い	18
10. 継父/養父の違い	19

親権の基本的な内容と性質

親権の基本的内容

親権

未成熟又は判断能力が未だ不十分な子の監護や教育、財産の管理等、子の利益を守り、保護するために親に認められた権利及び義務の総体

身上監護権

監護、教育等を行う権利

財産管理権

子の財産を管理し、子の財産を管理し、子の財産に関する行為を代理し、又は子の行為に同意をする権利

親権の性質

義務である

親権の基本的性格は、その子の利益を図るために親が適切に監護等を行うことが義務付けられることにある

親権行使の様態は 自由裁量である

親権の行使は義務であることを踏まえた上で、親権者は、どのように監護、教育をすることが適切で、何がその子の利益に合うかということ、原則として自らの裁量で判断することが許されており、その限りで、国家や社会との関係で、判断を尊重される。

国家や社会の介入が 及ぶ場合もある

但し、このような権利性の承認は、国家や社会からの介入が許されないことを意味するものではなく、子の利益を図るという親権の趣旨に照らし、子の利益を害する不適切な親権の行使に対しては、国家や社会の介入がなされなければならない、また、そうすることが国家や社会に課せられた責務でもある。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 24-27頁

親権者の分類

- 民法は親権を親に与えますが、親たる父母の相互の関係に応じて、扱いが異なっています。

婚姻中の父母の場合

■ 親権の所在

- 子の出生時に父母が婚姻している
→子の父母が共に親権者となる
親権は共同で行使する
- 父母の一方が行方不明などの場合
→他方の親権者が単独で親権を行う
- 父母の一方が死亡した場合
→他方の単独親権となる

■ 親権の共同行使の原則

- 親権の共同行使は原則として父母双方の名義で行使することが必要である
- 父母の一方が協働の名義で法律行為をなし又は子の行為に同意したときには、他の一方の意思に反したときであっても、原則として（相手方が事情を知っているときは別として）その行為は有効である
- 親権者間で意見が一致しない場合には、夫婦の協力義務の問題として、家庭裁判所の審判手続で解決することが考えられる。

離婚後の父母の場合

■ 親権の所在

- 子の出生前に父母が離婚している
→母が親権者となり、父母の協議によって父を親権者と定めることができる
- 子の出生後に父母が離婚している
→協議により父母のどちらかを親権者と定める

■ 非親権者と子の関係

- 親である以上、離婚後も子に対して扶養の義務を負う。相続の関係は存続する
- 離婚後に子が親権者に指定されなかった方の親と同居するなど、事情によっては親権者とは別に監護者が指定されることがある
- 監護者は親権のうち身上監護権を行使することができる
- 単独親権者が死亡した場合、未成年後見が開始するが、他方の親は未成年後見人に就任するか、親権者の変更に準じて親権者になることができると解されている

母が婚姻していない場合

■ 母の単独親権の原則

- 子を分娩した母が婚姻していないときには、認知によって父子関係が生じるが、父母の共同親権にはならない
- 上記の場合の親権者は原則として母であるが、父母が協議によって父に定めた場合のみ、父が親権者となる。
- 上記2通りにおいてどちらの場合も単独親権であり、共同親権は認められていない

■ 母が未成年の場合

- 子を懐胎、出産した母が未成年である場合であっても、子の親権者は母である
- 母が未成年でその親の親権に服する間は、母の親権者が母に代わって当該子に対して親権を行使することとなる。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』【有斐閣.2020】25-27頁

親権の具体的内容

親権

身上監護

- 親権者は保護者として、**子の利益のためにこの監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。子の監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。**
- **居所指定**：親権者でない者が子の意思に反して子と同居しているようなときに、その者が親権の行使を妨害しているとして子を引き渡すことを請求できる。（但し、自己の意思を表明できるような年齢の子（10歳程度）が自らの意思でとどまっているときは、原則として引渡請求は認められない）
- **職業の許可**：親権に服する未成年者が、他人に雇われ又は自営により、職業を営む場合に、親権者の許可を得なければならない。

財産管理

- **親権者は、その子の財産について包括的な管理権を有し、子の財産に関する法律行為を、子に代わって行うことができる。**
- 子が自ら法律行為をなすときに、法定代理人として同意する権限を持ち、この同意を得ずに子がした行為を取り消すことができる。
- 親権者が子に自由な処分を許した場合、第三者が親権者に管理させない意思表示して子に特定の財産を与えた場合、親権者の許可を得た営業に関わる場合は財産管理の権限の例外となる。

身分や身体に関わる事柄

- **身分に関わる行為については、一定年齢（15歳以上とするものが多い）に達した未成年者は自ら行うことができる。**
- **医療等の身体に関する事柄については、必ずしも明確な基準が確立していないが、少なくとも年長の未成年者については、親権者が子自身の意思にかかわらずに決定、同意する権限を持つと解するのは適当ではないと解される。**

法定監督義務者

- 親権者は、その子が第三者の権利または法益を侵害し、損害を生じさせた場合であって、当該子が責任を弁識する能力を有しないとき（12歳程度が目安とされる）には、監督義務の懈怠がなかったことを証明しない限り、法定監督義務者として損害賠償責任を負う。
- 子自身が責任を弁識する能力を備え、責任を負う場合であっても、親権者が監督義務を懈怠したことによって子の行為がなされ、損害が発生したといえる場合には、親権者もまた損害賠償責任を負うと解されている（民709条）

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 27-30頁

親権行使への介入－親権喪失の要件・効果

申立権者

- 子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官、児童相談所長

喪失の要件

①子の利益を著しく害するとき

「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」

- 虐待・遺棄等**：「虐待」とは、子を身体的又は精神的に過酷に取り扱うことを意味し、「悪意の遺棄」とは正当な理由がないのに著しく監護養育の義務を怠ることを意味する。
- 親権の行使が著しく困難又は不相当であること**：「親権の行使が著しく困難」とは、精神的又は身体的故障等により適切な親権の行使が不可能又はこれに近い状態であることを意味し、精神的疾患や長期の行方不明の状態などが考えられる。「親権の行使が不相当」とは、子を虐待し、通常未成年の子の養育に必要な措置をほとんど採っていないなど、親権行使の方法が適切を欠く程度が高い場合や、親権の行使をさせることが子の健全な生育等のために著しく不相当であることを意味する。
- 子の利益を著しく害するとき**：「子の利益を著しく害する」とは、子の利益に対する侵害の程度、態様、期間、子の心身に与えた影響の大きさ、被害回復の見込みの可能性、子の意向などを総合的に勘案し、親権者による親権行使を継続させることが児童の健全な心身の発達に重大な影響を及ぼすかといった観点から判断されるものと考えられる。

②2年以内にその原因が消滅する見込みがないこと

審判時において、親権喪失の原因が認められる場合であっても、**2年以内にその原因が消滅する見込みがある場合は親権喪失は認められない。**

審判の効果

①親権の喪失

即時抗告期間が満了し又は高等裁判所の審判の告知があると審判が確定する。親権を喪失する親が子に対して有していた親権は、将来に向かって行使し得なくなり、審判が確定すると対世的効力が生じる。もっとも、親子関係が消失するものではなく、未成年者の婚姻についての父母の同意や特別養子縁組についての父母の同意のように法律上父母と明示されているものや、他の法律関係（相続や扶養等）については影響しない。

②戸籍法上の届出

親権喪失の審判が確定した場合、確定した日から10日以内に申立人が戸籍上の届出をしなければならないが、確定した場合には法定審の裁判所書記官から戸籍記載の嘱託がされるため、嘱託に基づき戸籍に記載することになる。親権喪失の内容は、未成年者の身分事項欄に記載され、具体的には親権喪失の審判確定日、親権喪失者、記録嘱託日が記載される。なお、親権喪失の審判が取り消され、又は子が成年に達した後に新戸籍が編製され、又は他の戸籍に入籍する場合には、親権喪失の審判及びその取消しの記載は移記されない。

③共同親権の場合

父母の一方が親権喪失の審判を受け確定したときは、他の一方が単独で親権を行う。親権者全員について親権喪失の審判がなされたときは、「未成年者に対して親権を行う者がいないとき」になるため、未成年後見開始事由となる。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 35-39頁

親権行使への介入－親権停止の要件・効果

申立権者

- 子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官、児童相談所長

停止の要件

①子の利益を害するとき

「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」

- a. **親権の行使が困難であること**：精神的又は身体的故障等により適切な親権の行使が困難である状態にあることをいう。
- b. **親権の行使が不相当であること**：虐待をしたり通常未成年の子の養育に必要な措置を採っていないなど、親権行使の方法が適切性を欠く場合や、親権の行使が子の利益のために不相当である場合をいう。
- c. **子の利益を害するとき**：親権喪失の場合と同様、子の利益に対する侵害の程度、態様、期間、子の心身に与えた影響の大きさ、被害回復の見込みの可能性、子の意向などを総合的に勘案し、親権者による親権行使を継続させることが児童の健全な心身の発達に重大な影響を及ぼすかといった観点から判断されるものと考えられる。

②親権の停止期間

審判時において、親権停止の原因が消失するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、**2年を越えない範囲内で定めるもの**とされる。

審判の効果

①親権の停止

即時抗告期間が満了し又は高等裁判所の審判の告知があると審判が確定する。親権を停止される親が子に対して有していた親権は、定められた期間停止し、審判が確定すると対世的効力が生じる。親権喪失同様、あくまで親権を行使し得なくなるだけであり、親子関係が消失するものではなく、また他の法律関係（相続や扶養等）については影響しない。一方で、親権停止の場合には、親権喪失の場合と異なり、15歳未満の子を養子として法定代理人の代諾により養子縁組をしようとする場合、親権を停止されている父母の同意が必要になる。

②戸籍法上の届出

親権停止の審判が確定した場合の戸籍上の届出、戸籍記載事項については、親権喪失の場合と同様である。具体的には、親権停止の審判確定日、親権停止者、記録嘱託日が記載される。

③共同親権者の親権行使

父母の一方が親権停止の審判を受け確定したときは、他の一方が単独で親権を行うと解されている。

④接近禁止命令

親権停止の場合には、児福法28条審判の場合と異なり、接近禁止命令の利用はできないことに留意が必要である。

⑤再度の親権停止の申立て

親権停止の期間が満了すると、停止の効果は消滅し、親権停止期間の延長又は児福法28条2項のような更新の制度は設けられていない。しかし、同一要件の下に新たに親権停止の審判をすることができ、申立回数に制限もない。

一時保護措置と親権との関係（一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限）

- 一時保護措置と親権との関係については、児福法33条の2に規定されています。

児童福祉法第33条の2【一時保護中の児童の親権等】

- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第2項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 39-42頁

児童福祉法第33条の2【一時保護中の児童の親権等】

- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第2項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

■ 親権者等のない子どもに対する児童相談所長の権限

- 児童相談所長は、一時保護中の子どもで親権者等のない者に対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされています。
- 親権を行う者のない場合としては、「親権を行う者が死亡した場合」「親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合」「行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合」が想定されます。
- ただし、民法第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等の許可を得なければなりません

■ 児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面例

- 児童に多額の財産があり、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合。
- 児童に医療行為（精神科医療を含む）が必要となり、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- 児童が予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 404頁

児童福祉法第33条の2【一時保護中の児童の親権等】

- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その**児童の福祉のため必要な措置を採ることができる**。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第2項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

■ 児童相談所長による監護等に関する必要な措置の範囲

- 本項は、一時保護中（委託一時保護中を含む）の児童に親権者等があつての、児童相談所長が監護及び教育に関して必要な措置を採れることを明文化しています。ただし、具体的に取れる措置は「必要な」ものという範囲で限定され、必要性のない措置はとることができません。
- 必要性の要件は、問題となっている事柄の重要性、合理性、当該措置の必要性の程度、問題となっている児童の福祉の内容、代替手段の有無等に照らして、個別事情に応じて判断されることとなります。

(逐条解説) 一時保護措置と親権との関係 (一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限)

児童福祉法第33条の2【一時保護中の児童の親権等】

- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ **前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。**
- ④ 第2項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

■ 親権者等による児童相談所長の監護等の措置の不当な妨げの禁止

- 児童相談所長は、一時保護中の子どもであって親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その子どもの福祉のため必要な措置を採ることができ、**子どもの親権者等は、児童相談所長による監護等の措置を不当に妨げてはならないとされています。**
- 不当な妨げがあった場合には、当該行為にかかわらず、児童相談所長は子どもの利益を保護するために必要な措置を採ることができます。

■ 「不当な妨げ」に該当する行為 (児童相談所長又は施設長等による観護措置と親権者等との関係に関するガイドラインより)

1. 親権者等がとる行為自体の態様、手段が適切でない場合
児童や職員等に対して直接取る実力行使等の行為 / 他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為 / その他、学校等の児童の関係者に対する実力行使、迷惑を及ぼす等の行為
2. 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えると客観的に考えられる場合
児童に経済的な損失を与える行為 / 児童の社会生活に支障を生じさせる行為 / 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為 / 児童の教育上支障を生じさせる行為 / 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 406頁 555頁

(逐条解説) 一時保護措置と親権との関係 (一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限)

児童福祉法第33条の2【一時保護中の児童の親権等】

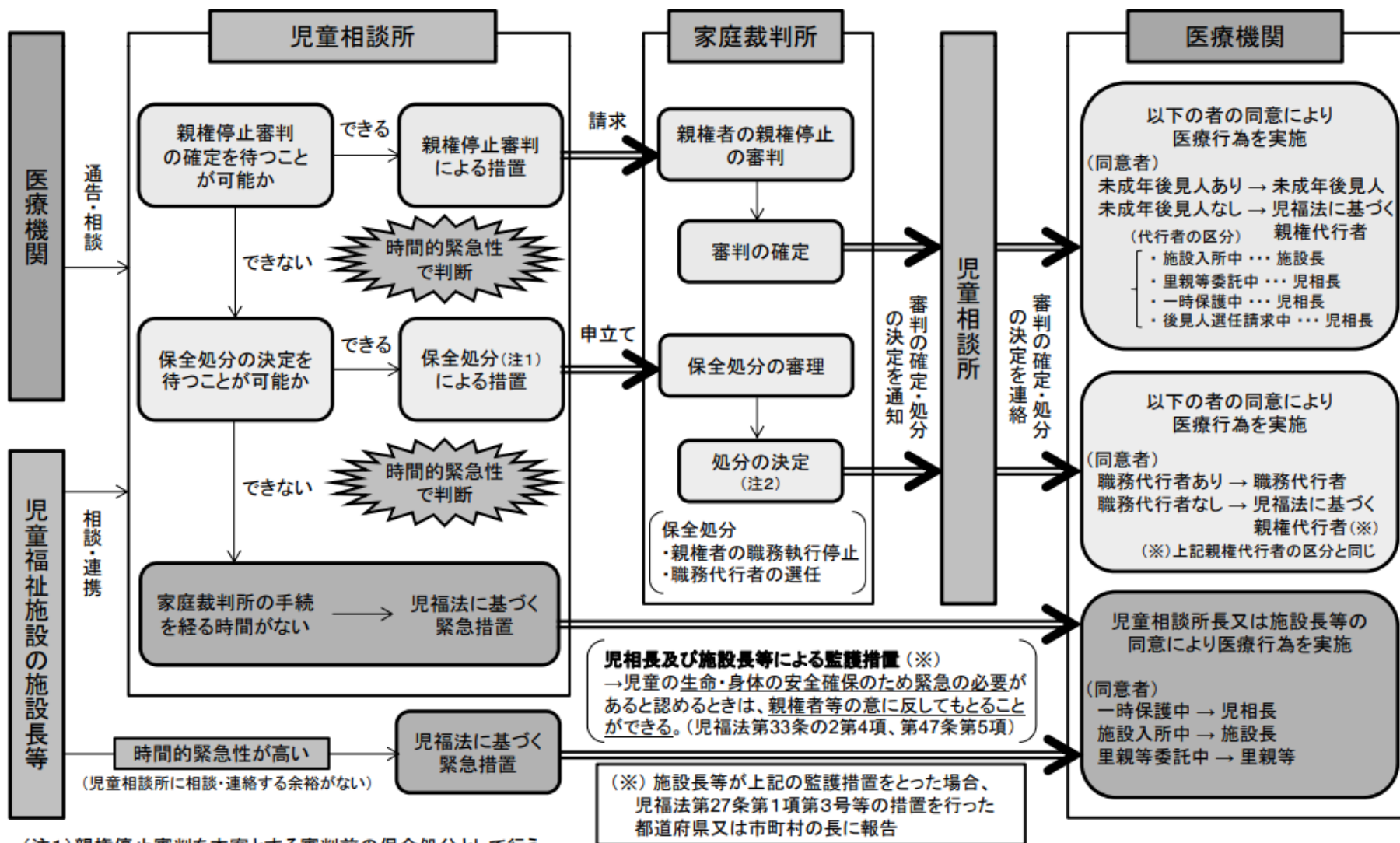
- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ **第2項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。**

■ 緊急時の措置

- 例えば、**一時保護中の児童に緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、必要な医療を受けさせることができます。**(但し、児童相談所長は、児童の生命又は身体の安全を確保するための緊急の必要があるにもかかわらず、親権者が同意しなかった旨や医療行為の具体的内容等、児童相談所長の同意により医療行為が行われた経緯について記録するとともに、児童の疾患や治療方法などについての内容を明確にするための医師の意見書等の資料を記録するに添付するといった対応が必要です)
- また、**親権者等の「意思に反しても」とありますが、反対解釈により、緊急時以外は親権者等の意に反した措置を採ることができないというわけではありません。**これは、3項の規定により、児童相談所長は、親権者等による不当な妨害行為があっても、当該妨害に関わらず、児童の利益のために必要な監護等の措置を採ることができることから、緊急時以外であっても、親権者等の意に反する措置があり得ることになるためです。ただし、親権者等の意に反する措置を採る場合であっても、措置の必要性についてできる限り親権者等から理解を得られるように努めるべきとされています。
- なお、**親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成24・3・9 雇児総発0309第2号)を参照してください。**

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 406-407頁

(参考) 医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応の流れ



(注1) 親権停止審判を本案とする審判前の保全処分として行う。

(注2) 職務代行者の選任は職務執行停止に加えて必要がある場合に行う。職務代行者の資格に特に定めはなく、弁護士、児相長、医師等が選任されている例がある。

出所：「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成24・3・9 雇児総発0309第2号)

一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限

- 一時保護が行われた児童が、盗品等の児童本人が所持することが児童の福祉を損なうおそれがある物を所持することが少なくなく、そのような物の保管・処分・返還に関する手続及び児童相談所長の権限を定めているのが**児福法第33条の2の2**です。

児童福祉法第33条の2の2【一時保護中の児童の所持物の保管】

- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる。
- ② 児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。
- ③ 児童相談所長は、前二項の規定により保管する物について当該児童以外の者が返還請求権を有することが明らかな場合には、これをその権利者に返還しなければならない。
- ④ 児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請求権を有する者は、六月以内に申し出るべき旨を公告しなければならない。
- ⑤ 前項の期間内に同項の申出がないときは、その物は、当該児童相談所を設置した都道府県に帰属する。
- ⑥ 児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならない。この場合において、当該児童に交付することが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。
- ⑦ 第一項の規定による保管、第二項の規定による売却及び第四項の規定による公告に要する費用は、その物の返還を受ける者があるときは、その者の負担とする。

※詳細は「一時保護に係る行政手続き 1」で取り扱います。

一時保護中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応に係る児童相談所長の権限

- **児童虐待防止法第12条**では、児童相談所長は、虐待を受けた児童について、里親委託を含む施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われた場合に、**面会を行えば保護者が児童を連れ戻そうとする可能性があったり、あるいは児童の心理的外傷が重大である等の理由で、保護者と児童の面会通信を行うことが不適切である場合に、保護者と児童の面会通信の制限及び児童の住所・居所の秘匿ができる**ことを定めています。

児童虐待防止法第12条【面会等の制限等】

- ① 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。
 - 一 当該児童との面会
 - 二 当該児童との通信
- ② 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』【有斐閣.2020】688-689頁

一時保護中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応に係る児童相談所長の権限

面会通信制限の手続

面会通信制限の法的性質

- 児童に対する親の面会通信を制限する第一段階の方法として、児福法11条1項2号二に基づき行政処分ではない「指導」として行う方法があります。
- 保護者が上記の「指導」に同意せず、あくまで面会通信を要求してきた場合は児虐法12条に基づく面会通信制限を行うこととなります。
- 児虐法12条による制限は行政処分（行訴3条2項、行審1条2項）に該当し、抗告訴訟（行訴3条）、都道府県知事に対する審査請求（行審2条・4条1号）が可能であるほか、その旨の教示が必要となります（行訴46条、行審82条）。

制限の手続

- 児虐法12条による面会通信の制限を行う場合は、行政手続法13条1項2号の規定により、弁明の機会を付与する必要があります。
- また、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面を交付しなくてはなりません（行手14条・29条1項・30条、児虐法施行規則2条2項）
- ただし、夜間等の緊急の場合は、行政手続法13条2項1号により、弁明の機会の付与の手続を省略することが可能です。
- 施設長が面会通信制限を行った場合、その旨を児童相談所長に通知しなければなりません。児童相談所長は、施設長からの通知を受けた場合、あるいは自ら面会通信制限を行った場合には、その旨を都道府県知事に通知します。（児虐法施行規則2条2項）

保護者が面会通信制限に従わない場合

- 児虐法12条により児童との面会通信の全部が制限されており、当該保護者が児童の引き渡しを求め、面会通信制限に従わない等、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められた場合は、知事による接近禁止命令が出されます（児虐法12条の4）。それでもこの命令に従わない場合、刑事罰の対象となります。

解除

- 児童相談所長は、面会通信制限を解除した場合は、都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。
- 児童相談所運営指針は、概ね6か月ごとに当該制限の必要性について検討すべきであると規定しています。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 692頁

保護者による一時保護中の子どもへの接近禁止命令

- **児童虐待防止法第12条の4**では、都道府県知事又は児童相談所長は、一定の場合に保護者に対して児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができる**接近禁止命令の制度を規定**しています。

児童虐待防止法第12条の4【接近禁止命令】

- ① 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。
- ② 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
- ③ 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- ④ 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- ⑤ 第一項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第六項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- ⑥ 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

保護者による一時保護中の子どもへの接近禁止命令

接近禁止命令の手続

接近禁止命令の要件

- 児童法12条の4・1項に規定する禁止命令の要件は次の3つです。
 - ① 児童法27条1項3号の施設入所等の措置又は一時保護がなされていること
 - ② 児童法12条1項に基づき児童との面会及び通信の全部が制限されていること
 - ③ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められること

接近禁止命令の法的性質

- 接近禁止命令は特定の者を名宛て人として、これに一定の作為・不作為の義務を課するものであるため、行政処分（行訴3条2項、行審1条2項）に該当し、抗告訴訟（行訴3条）、都道府県知事に対する審査請求（行審2条・4条1号）が可能であるほか、その旨の教示が必要になります（行訴46条、行審82条）。

接近禁止命令の手続

- 接近禁止命令は都道府県知事、政令指定都市の長、児童相談所長が行います。
- 接近因子命令を発する場合には、児童法12条の3第3項の規定により、聴聞を行う必要があります。聴聞は行政手続法第3章第2節の規定に従って都道府県知事が行います。
- 接近禁止命令を行う場合、及び命令に係る期間を更新する場合は、理由となった事実の内容、当該命令を受ける保護者の氏名、住所及び生年月日、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した命令書を交付しなければなりません（児童法12条の4・第4項、児童法施行規則4条）
- 命令発令後は、要保護児童対策地域協議会などの場を利用し、警察、学校等関係機関と連携を取り、接近禁止命令に違反した場合の対応について協議を行う必要があります（児童相談所運営指針）

接近禁止命令の期間

- 接近禁止命令は6か月を超えない期間を定めて行います。
- 引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6か月を超えない期間を定めて、本条1項の規定による命令に係る期間を更新することができます。この場合においても、聴聞手続きを経た上で、再度命令を発する必要があります。

接近禁止命令違反

- 保護者が接近禁止命令に違反した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます（児童法18条）。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 702頁

(参考)親権者/監護権者/保護者の違い

親権者

- 未成年の子に対し、親権（財産管理権・身上監護権）を行う者のこと

監護権者

- 未成年の子に対し、身上監護権を行う者のこと
- 身上監護権は親権の一部であるため、親権者と監護権者は一致した方が子どもの福祉に資すると一般的に考えられているが、親権者が子どもを監護できない事情がある場合や、親権者でない片方が監護権者として適当である場合には、親権者と監護権者が別々になることがあり得る。

保護者

- 未成年の子を保護する義務を負う人
- 民法では親権者である父母が該当する
- 少年法では、法律上の保護者（親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長など）と、事実上の保護者（里親、親権者以外の同居の親族など）が該当する
- 児福法、児虐法では親権の有無とは関係なく、児童を実際に監督・保護する者が該当する

(参考) 継父/養父の違い

継父

- 子から見た母親の再婚相手を指します。
- 親子関係の権利や義務は生じず、相続権は認められません。

養父

- 子から見て、養子縁組をした父親のことを指します。
- 母親の再婚相手と子が養子縁組をした場合は、その再婚相手は「養父」となります。
- 親子関係の権利や義務が生じ、相続権が認められます。

参考文献

- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 厚生労働省「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24・3・9 雇児総発0309第2号）